

令和3年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年3月5日(金) 13時20分から13時58分 山鹿市役所 5階 501会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第18号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）
議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第3号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第4号 農地法第4条の1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 3 年第 4 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5 番徳丸誠次郎委員、6 番稲葉和弘委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（山口儀一郎君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 35 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 36 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 37 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の実家付近であり、申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号 38 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 39 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号 40 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号 41 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号 42 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては8ページ記載のとおりです。議案書12ページをお願いします。

提案番号 43 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書13ページをお願いします。

提案番号 44 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。議案書16ページをお願いします。

提案番号 45 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。議案書17ページをお願いします。

提案番号 46 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては12ページ記載のとおりです。議案書18ページをお願いします。

提案番号47番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得でございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては13ページ記載のとおりです。議案書20ページをお願いします。

提案番号48番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては14ページ記載のとおりです。

以上14件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号35番から38番を北部地区担当委員

6番（稲葉和弘君）

提案番号35番から38番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

提案番号39番から44番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号39番から44番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

提案番号45番から48番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号45番から48番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (山口儀一郎君)

議案書の 22 ページをお開き下さい。

議案第 15 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。

提案番号 2 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年でございます。調査書につきましては 15 ページ記載のとおりです。

以上 1 件でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 2 番を北部地区担当委員

1 2 番 (田中春雄君)

提案番号 2 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 15 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書の 26 ページをお願いします。

議案 16 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 2 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 66 ㎡を宅地への通路として転用する案件です。なお、申請地は、申請人が相続する以前から長年通路として利用されており、その経緯について、始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 2 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 2 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 16 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 27 ページをお願いします。

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 25 m²を取得し、隣接する宅地の一部として転用する案件です。なお、申請地は、当初の宅地化の際に所有者の相続未了のため、現況だけが変わり、地目の変更などができなかったものです。その経緯について始末書があるため、追認となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 28 ページをお願いします。

提案番号 17 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 3 筆、計 579 m²を取得し、同時に取得する宅地 497.6 m²を合わせた 1,076.6 m²を宅地分譲地として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 29 ページをお願いします。

提案番号 18 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 746 m²を取得し、農家住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 1,004 m²を取得し、駐車場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 31 ページをお願いします。

提案番号 20 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、928 m²を取得し、資材置場及び駐車場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書 32 ページをお願いします。

提案番号 21 番と議案書 33 ページの提案番号 22 番は、関連しているため続けて説明いたします。
まず提案番号 21 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の畑 4 筆、計 3,098 m²に賃貸借権を設定し、出荷棟、倉庫、糞発酵場として転用する案件です。

続いて提案番号 22 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の畑 2 筆、計 1,685 m²を取得し、埋却、駐車場用地として転用するものです。

なお、申請地は転用済みであり、その経緯については始末書の提出があるため追認となります。

また、転用面積が 3,000 m²を超えるため、熊本県農業会議への諮問案件となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 13 ページ及び 15 ページに現地の状況写真、14 ページ及び 15 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の 28 ページ及び 30 ページに立地基準を、29 ページ及び 31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、7 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 16 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 16 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

提案番号 17 番から 20 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 17 番から 20 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

提案番号 21 番から 22 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 21 番から 22 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 17 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

総会議案の 34 ページをご覧ください。

議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 3 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、2 月 19 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

36 ページをご覧ください。

提案番号 4 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、2 月 19 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

37 ページをご覧ください。

提案番号 5 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、2 月 24 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

39 ページをご覧ください。

提案番号 6 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、2 月 19 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号 6 番にかかる調査書については 32 ページ記載のとおり山鹿市の基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 18 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案書 40 ページをお開き下さい。

この議案につきましては、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 34 件、その面積は 106,760 m²でございます。

提案番号 6 番の申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、麦等を作付け予定でございます。

提案番号 6 番は、従来の方法で、農地の出し手と公社の集積計画を農業委員会で決定し、市の集積計画の公告の後、公社が受け手との配分計画を作成して熊本県が公告し完了する既存の手続きです。

提案番号 7 番から 49 ページの提案番号 39 番までについては、農地の出し手と受けての調整が整っている案件で、出し手、公社、受け手の集積計画を農業委員会で決定し、市の集積計画の公告で手続きが完了する集積計画一括方式という新設された手続になっており、既存方式より受けてへの貸付までの期間が短縮されることとなります。

提案番号 7 番から提案番号 39 番の申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりで、利用内容については水稻、大豆、野菜等を作付け予定です。

また、申請に係る調査書については、別紙調査書 33 ページから 36 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案書 50 ページをお開き下さい。

今回の利用権設定は、新規設定が 29 件、再設定が 7 件でその面積は、112,178 m²でございます。

提案番号 134 番から 60 ページの提案番号 169 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 37 ページから 53 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 20 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 20 号は終わります。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

ます。

○事務局（山口儀一郎君）

議案書の 61 ページをお願いします。

報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 1 月に届出がありました件数は 10 件、筆数の合計は 66 筆、面積の合計は 51,311 m²でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 4 号は終わります。

次に、報告第 5 号、農地法第 4 条 1 規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案書の 64 ページをお願いします。

報告第 5 号、農地法第 4 条 1 項の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 1 月に届出がありました件数は 2 件、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用内容につきましては、堆肥舎及び農業倉庫でございます。

以上で報告を終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 3 年第 4 回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長

5 番 農業委員

6 番 農業委員
